

# 一般社団法人静岡県測量設計業協会役員等表彰規程

制定 平成 13 年 4 月 1 日

改正 平成 21 年 1 月 28 日

改正 平成 24 年 4 月 1 日

改正 平成 31 年 3 月 19 日

(総則)

第 1 条 一般社団法人静岡県測量設計業協会（以下「協会」という）が行う事業の運営に役員等として活躍し、功績が顕著である者を表彰するものとする。

(表彰の範囲と条件)

第 2 条 協会長は、次の各号の一つに該当する者を表彰する。

1. 協会の理事及び監事の職に 1 期（2 年）以上あり、すでに退任した者
2. 協会の委員の職に 2 期（4 年）以上あり、すでに退任した者
3. その他、特に協会において表彰に値すると認められた者

(被表彰者の決定)

第 3 条 協会役員・委員歴表により、理事会の議を得て被表彰者として決定する。

(表彰)

第 4 条 表彰は、協会の通常総会においてこれを行う。表彰は表彰状に記念品を添えて会長が授与する。

第 5 条 削除

第 6 条 この規程の施行について疑義が生じたときは、理事会に諮り決定する。

附則

1. この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、平成 10 年 5 月以降の通常総会において退任された者から適用する。

附則

この改正は、平成 21 年 1 月 28 日から施行する。

この改正規程は、一般社団法人の設立登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

附則

この改正は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。